

# 史

# 林

第二十五卷 第一號 (通卷第九十七號) 昭和十五年一月發行

## 高麗と明との場合

末松保和

はしがき

この小篇は、去る十一月四日の史學研究會大會に於てなした講演の手記に、若干の筆を加へたもので、もとより淺薄な概論に過ぎない。かやうな題目を選んだのは、ただ内政と外交とによつて織り成される朝鮮の歴史の常の行きかたが、極めて顯著に見られる一時期乃至一斷面として、高麗と明との關係を考察せんとする意を寓したからである。高麗と明との關係に關する研究として、且つまたこの小篇が負ふところ多い論文としては、池内博士の「高麗末に於ける明及び北元との關係」(史學雜誌二九ノ一—四)と「高麗恭愍王朝の東寧府征伐に就いての考」(東洋學報八)と「高麗辛禡朝に於ける鐵嶺問題」(東洋學報八)とを挙げねばならぬ。またこの小篇に於ける考察の背景をなす明初の滿洲の形勢については、和田博士の「明初の滿洲經略」上篇(滿鮮地理歴史研究報告第十四)に據るところ極めて大である。併せ記して深き感謝の意を表する次第である。

### 一 高麗と元末の内亂

明の太祖朱元璋が國を建て、金陵に即位し、建元して洪武元年を稱したのは、高麗では恭愍王の十七年であるが、彼

朱元璋が、濠州に郭子興の部下となつて、はじめてその名を歴史にあらはしたのは、それより十七年前、恭愍王の元年、元の至正十二年のことである。その時から建國に至るまで、即ち朱元璋が、所謂元末群雄の一人として活躍する間に、彼と高麗とは直接の關係は持たなかつた。然し彼をも含めての群雄によつて、かもし出だされた「元末の内亂」そのものと高麗とは至大の關係を有し、その關係は、高麗にとつて、明の建國に對する認識の基底をなしたといふことが出来る。

それについて第一に擧げられることは、かの内亂—南方の反亂の討伐に際して、高麗は元のために助軍を送つたといふことである。それは恭愍王の三年八月のことであつた。是歲、元の朝廷は、太師脱脫をして、二度目の南征に従はしめたが、その時高麗は元の命令、直接には脱脫の命によつて、印璫・柳濯・廉悌臣・崔瑩等四十餘人の將軍に二千の兵を附けて大都(北京)に送り、更に大都在留の高麗人二萬三千を加へ、總べて二萬五千の高麗軍を編成した。この高麗軍は、脱脫南征軍の前鋒となり、同年十一月には高士誠の本據たる高郵城の攻略に當り、進んで六合城を陥れ、ついで淮安路に轉戦したが、脱脫が俄に譏配されて、官軍の勢振はなくなるに及んで引きかへした。高麗諸將の本國に歸還したのは翌年五月のことである。

この出兵助勢は、兵數に於ても、從軍の期間に於ても、とり立てていふべき程のものではないけれども、赴征の將軍四十餘人(そのうち半數の二十一人までは、その名を知ることが出来る)は、當時の高麗には、有爲の武將の殆ど總べてであつたと思はれる點、またそれらの將軍が、親しく南方反亂の地を踏み、攻城野戰に参加したといふ點に於

て、高麗を自ら體にとつては、餘程重要な體験であるとせねばならぬ。現にこれら從軍將士の歸還の翌年五月、高麗の元勢力驅逐の第一着手として、東北境・西北境開拓事業は實行されて居り、その一方の指揮者印璫は、かの從軍將軍中でも、最高幹部の一人と目される人であつた。鼎の輕重は既に問はれたといふべきである。

第二に擧げられることは、元末の内亂の大半を代表するかの紅巾、賊(紅頭軍・紅賊)の高麗侵入である。紅軍の巨頭韓山童の本據は河北の欒城(今の正定・石家莊の南)であるが、山童の子韓林兒の別將たる關先生・破頭潘等は、西進して山西を北上し、長城を越えて遂に元の上都(今の内蒙古の倫諾爾の北)を犯し、東に轉じて遼東に出で、遼陽なる遼陽行省を陥れた。これが恭愍王の八年に當る(至正十九年の正月である。河北からはるばるとここに達するまで、かれこれ七年といふ長い歲月を費してゐることは驚くべきである。

さてこの紅軍は、遼陽行省を陥れた後ち、元軍の反撃に遭つて二分し、一方は大寧路(今の熱河省方面)に入り、一方は更に東して鴨綠江を渡り高麗に入つた。高麗では豫めその侵入に備へて、西北面紅頭軍倭賊防禦都指揮使等を任命して居るが、事實に於ては殆ど實效なかつた。即ち遼陽陥落の年の暮、紅軍の僞平章毛居敬なるもの、衆四萬を以て江を渡り、忽ち西京(平壤)を陥れたが、黃州・中和の間に阻止されて、翌年二月中旬、北に逃れ江外に去つた。これを紅軍第一回の侵入とする。明くる恭愍王十年冬十月、十萬と稱する紅軍の本隊は、關先生・破頭潘・朱元帥等に率ゐられて、再び渡江し來り、一舉南進し王都開京(開城)を占領し、ここに本據を置き、一派隊は更に江原道の原州・安邊を犯した。然しその翌年正月、高麗軍二十萬は、開京を包圍攻撃した。關先生は斬られ、破頭潘は脱出して遼東

に逃れ、亂は一先づ平らいだ。これを紅軍第二回の侵入とする。此回、恭愍王は、南方慶尙道なる安東に難を避けた。開京以北、紅軍通過の地方はいはずもがな、以南といへども、この亂の餘波を受けて、甚だしく動遙した。高麗時代四百數十年の間、かくの如き大陸の流賊或は正規軍の侵入蹂躪を被つたことは一再に止まらないけれども、この紅軍の第二回の侵入の折、開京が陥つたことは、特筆してよからう。といふのは、高麗の王都としての開京の破壊は、この時を以て最後の破壊といふを得るからである。紅軍については、かくの如き直接の被害の外、間接派生的事實のみのがすべからざるものがある。それは、紅軍の遼東擾亂に際し、遼東の民戸が多數半島に流入したことである。この流入民戸は、當時は問題とならなかつたが、後日、明の遼東經營が進むにつれ、刷還要求となつてあらはれるのである。第三に擧ぐべきは、紅軍以外の東南沿海方面の諸雄と高麗との海上通交である。前者紅軍が、半島の大半を腥く血塗つたに反して、後者の海上通交は、平和な通商貿易であつた。その著名なるものからいへば、先づ慶元(寧波)・台州・温州、即ち今の浙江省の沿岸地方を地盤とした方國珍の通交である。彼の高麗遣使の事實の史に見ゆるは、恭愍王七年五月から十四年十月に至るまで七年間に、或る時は「台州方國珍」、或る時は「明州司徒方國珍」として、前後五回が知られる。方國珍と前後して通使を開始し、しかも關係はより深かつたのは高郵の張士誠である。即ち恭愍王六年から十四年に至る八年間に、或る時は「江浙省丞相」、或る時は「吳王張士誠」として、前後十三回の使を遣はし、それに對して高麗また二回の報聘をなしてゐる。次にこの張士誠の使者と屢々同行したものに、「江浙海島防禦萬戶丁文彬」なるものの遣使が三回ある。晝面の往復などもあり、可なり深い關係を持つたやうであるが、未だ私はその丁

文彬の本據地をつきとめ得ない。其他「江浙省李右丞」とか「淮南省右丞王晟」とか「淮南朱平章」とか名乗るもの遣使が數度ある。蓋し方國珍以下これら大小巨酋の本據、揚子江口地方及び江南の沿海地方は、高麗の中葉、所謂宋商人が高麗通商の船を出したところである。この中支の貿易船は、高麗の高宗以後(蒙古の興るに及んで)殆ど中絶してから、ここに約百三十年にして復活したものといふを得る。

以上列學した三ヶ條の事實(助軍派遣・紅軍侵入・江南通商)は、明の建國前十四五年間、元末内亂時代に處した高麗の、國家的また社會的體驗である。これらが、明の建國に對する高麗の認識に直接寄與したことの極めて重且つ大であることを考へる。

## 二 高麗と明の建國

恭愍王十六年は、元の至正二十七年で、朱元璋が即位の前年、即ち吳元年に當る。是歲九月、元璋は張士誠を討ち、十二月には方國珍を慶元城に滅ぼして浙東悉く平らいた。それに先立つ十月には、將軍徐達の北征軍を發せしめ、徐達は翌年即ち洪武元年八月二日、元の大都(北京)を陥れたのである。

徐達の北上ならびに大都攻圍の情勢は、刻々に高麗に通報されてゐた。北征軍が山東に達した頃、元の遼陽省平章洪寶寶・哈刺不花の使者は高麗に來つて、明軍の兵勢甚だ盛んなる旨を告げ、悉心備禦せんことを請ふて居り、大都包圍を受くとの報を聞いては、北方國境防衛の策として、義州靜州等の處の安慰使を任命し、安州に巡撫使を置いた(八

月廿七日)。大都陥落の報は、九月十八日に高麗入金之秀なるものがもたらした。曰く「明の舟師萬餘艘、通州に泊し、京城に入る。元帝は皇后と上都に奔り、太子は戦ひて敗れ、また上都に奔つた」と。かくの如き報知を得た高麗王廷では、數日を出でずして明に通ずる可否を百官に議せしめてゐる。十一月十日に禮儀判書張子溫を遣はして吳王に聘すといふ吳王は、高麗史の記事によれば吳王朱元璋を指すものの如くであり、もしもさうだとすれば、通明の議は聞もなく可決されたといひ得るであらう。けれどもこの最初の遣明使といふべき張子溫の奉使については、なほ疑ひを存する餘地がある。

他方明に於ては、是歲<sub>二</sub>洪武元年十一月、符寶郎俛斯を遣はして高麗に向はしめ、璽書をもたして太祖朱元璋の起兵より即位に至る事情を告げしめた。俛斯は海路高麗に向ひ、難航のはて、翌年四月、開京に入つた。高麗は明使を迎へて、元の至正の年號を停め、禮部尙書洪尙載・監門衛上護軍李夏生を遣はして金陵に如き、その登極を賀し、璽書を賜ふた恩を謝し、併せて封爵を請はしめた。この請ひに應じて、王顥(恭愍王)を高麗王に封する語文と金印をもたらす明の使者が高麗に達したのは、恭愍王十九年五月廿六日である。よつて高麗では、七月九日、始めて洪武の年號を用ひ、藩屬の意を表した。

明と高麗との宗屬關係は、かやうにして平凡に成立したが、その前後の事實にして、なほ注意すべきものが二三ある。その第一は、明が開國の初めに當つて、四圍の諸國に施すべき恩恵として、安南や占城やと同列に、高麗に與へたものである。道士徐師旻を遣はし來り、高麗の山川の神を祭つて、恭愍王が逸速く奉表稱臣したことを神靈に謝せ

しめた(十九年正月)如き、また禮部主事相禮を遣はして、諸王子(太祖の)を王に封する詔を領つた如き、また侍儀舎人卜謙を遣はして科擧程式を領たしめた如きがそれである。

第二は、高麗に對して特になされたことである。その例としては、當時北支より中支に移つて就食する流離の高麗人百六十餘人を憫れんで、護送せしめたことや、高麗が大都陥落の際に行方を失つた長寧公主(忠惠王の女)の踪査を申し出でたに對し、明は彼女を大都に於て探し出し、衣食を給して送還せしめた如き事實がある。これらは何れも、明が高麗に對する特殊の意向に好意・優遇を表現したものと解することが出来る。さうしてかくの如き意向は、高麗が明に表明した臣節及び屬國としての請求を、明がいかに易々として聽き入れたかといふ點をかへりみれば、更に一層明らかとなるであらう。

高麗は上述の如く、開國即位の璽書を受けるや、直ちに登極を賀する使、また封爵を請ふ使を派遣したが、それに應ずる冊封使を迎へるに先立つて、早くも賀正使や賀千秋節使や賀正使を出だし、高麗朝賀の儀注をも請はしめた。明は儀注を賜給し、王の冠服・祭祀の樂器・陪臣の冠服・大統曆・經書史書をも與へ、また高麗が、その子弟を遣はして大學に入學せしめられんことを請ふと、これまた直ちに聽きとどけられた。かかる次第は、總じてこれをいへば、明も高麗も、ともどもに甚だ積極的に働きかけたと評してよからう。

そこで問題となるのは、然らばそれは、朝鮮と支那との關係の歴史を通じて、いつの時代にも見られる、通り一べんの現象に過ぎないのであるかどうかといふことである。この點について第一に注意されるのは、恭愍王十九年五月

かの冊封使と同道歸國した高麗の使者成准徳によつて傳へられた洪武帝の諭書(洪武二年冬十月朔の)であらう。この諭書の内容は、高麗の武備の必要を説き、釋氏専好を戒め、祀典の必要を言ひ、まことに懇切丁寧なものであるが、その結びに際して、次の如き一節がある。曰く

今や元朝の運は既に終り、沙塞の民は總統するところがない。しかも朕が兵は未だ遼瀋に至らないから、其間、或は強暴なるものあつて、出でて中國の患を爲すことあらば、必ずそれは高麗の擾ともならう。況や倭奴は海島に出入すること既に十有餘年、豈に王の虚實を周知しないであらうか。遼瀋と倭奴と、皆な王の慮らざるべからざるところである。王の負荷するところも、亦た重しといはねばならぬ。凡そ智あるものは患を未然に圖り、危きを轉じて安きとなすといふ、さきの數條は、ただ朕と王と、その憂を同じくせんことをいへるのみ

と。思ふにこれは、抽象的といへばいへる、然しそれは洪武帝の本心であるのみならず、當時、遼東と日本との中間に介在する半島高麗の對外的位置を明示した言葉であり、明が高麗に期待するところが那邊に在るかを推察せしめるものである。明の期待は、進んで要求となり、今後歲月の経過に従つて、次第に右の抽象的な言葉が具體化されるのである。私はそのことを説くに先立つて、次に高麗の立場から當面の問題を考へて置かう。

### 三 耽羅征討

抑、王氏高麗の建國は、對外的には、五代諸國との關係から進んで、宋との宗屬關係が固定すに及んで完成され、そ



れ以後は、内部の中央集権の樹立に全力が傾けられた。然るにその努力が漸く成果を結ぼうとした時、早くも滿洲なる契丹の武力の下に壓せられて、宋と契丹と二重の宗主國を認めざるを得ず、契丹に代つて金が興つても、同様の關係の下に立つた。然るに蒙古の元代になると、前後殆ど三十年の久しい間、抗戰狀態を續け、而もその抗戰の次に來たものは、單に外交辭令上の從屬のみならず、政治・社會・文化的從屬であつた。かかる徹底的從屬は、從來對外的困難の中にも保持し來つた高麗社會そのものの、或る意味での解體を餘儀なくせしめた。元への從屬は、前後百年になんなんとして恭愍王朝に至り、元にあつては内亂時代となつたのである。この時に際會した恭愍王廷の所謂反抗運動は、他面よりすれば、高麗復興、高麗再組織の運動としてみることが出来るであらう。

ところが、この高麗復興の運動が、高麗自身の力、獨力で遂行されず、元に代つて興つた明の勢力を迎へた、即ち復興運動の外力として、明の力を借らんとしたものとして考へられる點に、半島の歴史を通ずる一つの約束が認められるのではあるまいか。かくて復興運動は、排元・反元から移つて、親明・事明の色彩によつて、より多く色どられる。

けれども、この際注意すべきは、例へば昔、二百數十年の昔、契丹が亡んで金が興つた時の高麗が、單に契丹を金に置き換へた如く、元を明に置き換へようとしただけのことではないことである。即ちはじめ親明・事明の策は、高麗再生といふ一大目的のための手段であつた。この場合の如く、ある目的に對する手段として對外策を立てるなどいふことは、朝鮮の對外關係史上、甚だ稀れなことである。然しかかる史上稀れな餘裕ある立場も、明の新勢力が、未だ半島に直接しない間凡そ十五年間だけのことであつて、この十五年間、明と高麗とは、遼東・遼西方面から滿洲奥地

にわたる元の遺存勢力といふ共同の敵を持つた。この共同の敵を前にして、高麗と明とは互に他を利用せんとしたのである。

高麗の立場から、そのことを實證するとすれば、南北二つの問題が擧げられる。先づ北方の問題としては從來有名な雙城總管府の攻略(恭愍王五年)と東寧府征伐(恭愍王十九年・二十年)があり、南方の問題としては、耽羅征伐がある。ここではその後者について説かう。

耽羅、即ち今日の濟州島は、朝鮮全羅南道に屬し、木浦からの定期船は、海上八十八浬を八時間、この島を内陸とつないである。周回六十四里、面積百二十万里、人口二十餘萬、朝鮮第一の屬島である。然しこれを全羅南道の屬島、或は朝鮮地方の屬島として觀たのみでは、この島の價値は充分知られない。我々が大きな東洋の地圖、アジアの地圖を擴げみると、この島が、單に朝鮮地方の島ではなくて、日本本土の島であり、又た支那本部の島でさへあることを覺えるのである。

蓋し耽羅は、元が高麗を從屬した百年の間、高麗の一部分としてといふよりも、むしろ高麗からはなれた一國として、元の直轄領となし、特別の行政官<sup>1</sup>耽羅達魯花赤を置いて經營に當つたところであつた。その所以は、高麗を経て、海上から南宋及び日本に兵を出さんとするにつけての一大基地たらしめんがためであつたが、かてて加へて、その地形と氣候とは、馬匹の放牧に恰適することが認められたことを注意せねばならぬ。元の經營は、第一回の日本への出兵(文永の役)の後、即ち忠烈王二年に於ける耽羅軍民總管府の設置を以て始められた。それより今恭愍王朝に

至る約八十年間の沿革事歴はここに詳説すべくもないが、其當時、耽羅が、元の遺存勢力の一大地盤であつたといふことは、大都（北京）が、明の北征軍のために危殆に瀕した恭愍王十六年、元はその御府の金帛をこの島に輸送し、以て避亂の地としようとした事實によつても思ひ知られるであらう。

さて高麗は、排元の烽火ともいふべき雙城總管府攻略の年、恭愍王五年六月、前贊成事尹時遇を濟州都巡問使に任命した。これは耽羅に對する恭愍王廷の意向の最初のはれとして注意すべきであるが、尹時遇は、同年十月、加乙赤忽吉托等の反亂に遭つて殺され、恭愍王の耽羅經營の企圖は、その首途に於て失敗に歸した。其後十餘年、明との宗屬關係が正式に成立した恭愍王十九年七月に至り、冊命を謝する使者姜師贊を遣はすに際し、再びこの島の處置を考へ、明の承認を求めるといふ方法を取つた、即ち謝冊命表とともに、耽羅計稟表を進めしめたのである。計稟表は、この島が、もともと高麗のものであることをいひ、元が牧馬するに及んで來り住む達達牧子は、かの奇氏兄弟の謀亂に關連すること判明したので尹時遇等を遣はして究問せしめたところ、時遇等は、牧子に殺され、其後高麗人の、島に逃入して牧子等に黨附し、高麗を謀害せんとするものもあつたこと等を列舉し、且つ明の注意を喚起せんがため、元が牧養した馬匹に關して、特に次の如く述べてゐる。

前朝蒙古の太僕寺・宣徽院・中政院・資政院等の諸官廳が放養せしめてゐる馬匹驃子を以て、濟州の官吏をして、元籍に照して土人に牧養せしめ、時節を以て明の朝廷に進獻するやうにしたい。それは朝廷の馬政の官の御役に立つことではなからうか。

明が高麗特に耽羅の馬についての知識は、必しもこの表文に發端したとはいへないけれども、右の一節を以て今後大いに發展する馬匹問題の出發點としても誤りではない。右計稟の翌翌年(恭愍王二十一年)三月、牧子等は、またもや揀選御馬使劉景元等を殺して叛した。よつて民部尙書張子溫を明に遣はし、耽羅征討をいひ、明の出兵をさへ請ふてゐる。この請討耽羅の表には、最近の劉景元等の遭難をいふのみでなく、高麗が明に通ずる路 $\parallel$ 朝天路の阻害とか、倭寇の出没にも言及して、この島の征討が明に與へる直接の利益をも暗示するもの如くである。これらの計稟・請討に對して、明ははじめ、むしろ寛大の意を示せと答へたが、事態切迫の際は、高麗の處置に委ねるといつた。

其後一年を経過した恭愍王二十三年四月、明は禮部主事林密・寧牧大使蔡斌を高麗に遣はして、前年、洪武五六年にわたる北征(北元及び遼東の掃蕩戰)に於ける馬匹の損傷多く、今また大規模な北方討伐を敢行せんとするにつけ、馬匹の需要切實である、よつて耽羅の良馬二千匹を揀選して送附すべきを下命した。高麗はこの命によつて、使者を島に遣はした。然るに島の達達は、それを拒絶し、わづかに三百五十匹のみを提供した。明使は二千の數を充たさざることを強要する。ここに遂に同年七月に及んで、門下贊成事崔瑩の耽羅征伐となる。崔瑩は、楊廣・奎羅・慶尙道都統使として、兵二萬五千六百、戰艦三百十四艘を率ゐてこれに臨み、八月廿八日、賊魁三人を斬つて平定した。(島人の叛亂事件はこの翌年にもまた起つたが、崔瑩の征伐は、耽羅問題のとどめをさしたものととしてよい。)さうして二千の良馬を求める明使は、征伐の結果を待たず、さきに耽羅が提供した三百五十匹のうち、用に堪へるもの二百匹を以て歸路につき、遼東に向つた(九月二日)。

要之、明の開國早六七年間(恭愍王朝最後の六七年間)に於ける高麗との關係の順調な成立と發展とは、兩國が互に他を利用して己の欲求を満足せしめんとすることに基因が認められる。高麗は北方、鴨綠江を越えて國境を遼東方面に伸長せんとして、雙城總管府及び東寧府の征伐を敢行し、南方では海上の一國耽羅の領有を確保せんがため、明の承認を求め、たまたま其地の馬匹を要求されたのを機會として征討を實行した。然るに、この征討の直後、高麗は二つの大事件を起した。その一は、恭愍王弑虐であり、その二は右の馬匹を要求する明使の一人(蔡斌)を、歸途に於て殺害したことである。この二大事件が明との關係に至大の原因を持ち、また至大の結果をもたらすであらうとは、誰しも考へるところであるけれども、我我は俄かにさうと斷定することは出来ない。

#### 四 貢期・貢路の問題

耽羅征伐が遂行される前年(恭愍王二十二年)七月、明より歸り來つた使者姜仁裕等の一行は、意外の聖旨(洪武帝の意向を傳へた。「意外の」といふのは、從來好意好感を以て對應した洪武帝は、ここに至つて一轉し、高麗叱責の聖旨を下したからである。それは大略三ヶ條から成る詰問に外ならぬ。曰く、

(一) 去年高麗に遣はした老院使・孫内侍は還つて來ぬ。事情を探聞するに、孫内侍は、高麗の朴宰相なるものに殺されたのだといふ。しかも高麗は、孫内侍の自縊を傳報せしめ、他方兵船を備へて關防を嚴重にして居るといふ。

(二) 去年、高麗の賀正使(韓邦彦)は、四ヶ月を要して來つた。その理由を問へば、風便が悪かつたからであるといふ、更に査問せしめても、彼等は漢語を解しないから要を得ぬ、よつて遂にその手足を縛して水中に投じた。今年の賀正使また四ヶ月を費して到達した。何の故なるかを知らぬが、正しく明の事情偵察のためであらう。高麗人の賣買に假托して偵察に來るものがなほ他に數々ある。

(三) 會て高麗の使人は、遼東に至つて吳王に聘禮したといふが、これも偵察のためであらう。また千餘匹の馬を以て遼東に販賣し、且つひそかに元の遣將納哈出の部下を帶し來つて、我が軍中の事を探り、彼と通謀して我が牛家莊の十萬の糧を竊取し、更に三千の軍馬を失はしめた。

右の各條は、一一検討してその眞偽を考へる必要を認めるのであるが、今はその餘裕がないから、省略するとして、全體、洪武帝をして從來の友好的態度を一變して、この叱責に出でしめたのは何であらうか。勿論、右に挙げた三ヶ條の如きが、事實であるとすれば、それらが直接の理由となる。もしも事實の眞偽判明しないとすれば、この叱責は、洪武帝の高麗に對する根深い疑心から發したものといはねばならぬ。この叱責の根底が事實に在るか、疑心にあるかの斷定をしばらく措いて、なほ一つ考へらるべきは、この叱責の直接の動機は何かといふことである。この點に關しては、躊躇することなく簡單に明言出來る。それは右の(三)にいふところの一半の事實そのものである。蓋しこの叱責の聖旨は、前年(洪武五年)冬十二月に使者が與へられたものである。洪武五年十二月といへば、かの元將納哈出が、牛家莊を襲撃した直後である。この牛家莊の襲撃事件は、納哈出の大功であると同時に、明軍の大失態とされる事

件である。牛家莊は今の牛莊で、當時、明の遼東經略にとつては、兵站、主地ともいふべき要地であつたからである。この襲撃に、高麗が納哈出と通謀してゐたか否かは、確證する術がないが、假りに通謀の事實は全くなかつたにしても、この大失態に際して高麗の通謀を疑ふ餘地はないでもなかつたと考へられるものがある。

さて右の叱責の帝旨をもたらした使者は、同時になほ二ヶ條の重要案件を通達した。その一は朝貢期の問題であり、その二は朝貢路の問題である。前者に關しては「自今三年間は從來の通り來貢し、それ以後は三年に一貢せよ」といひ、後者に關しては「去年高麗の使者洪某は、海上にて破船したといふ、海上は困難が多いから今後は海路より來る勿れ、汝等は歸途は山東の登州に至り海を渡れ」といふ。先づ貢期に關する指令について考へるに、恐らく高麗は、この新指令を以て、叱責に伴ふ明の高麗冷遇の一端として解したと思はれるが、明の實情を見るに、さうではなかつた。この一條は、實はかの叱責に先立つて、洪武五年十月に既に下されてゐた。當時明は、開國の初めに際し、高麗のみならず、西南諸國の入貢の、餘りに多きに過ぎたるに困つて、その全般的制限を必要とし、三年一貢の指令は、西南諸國へも一樣に發せられたのである。然し高麗は、かかる事情を問はず、唯、貢期は從來の通り毎年三使(賀正・賀聖節・賀千秋節)を許されんことを請ふてやまぬ。それは結局、入貢が、ただに臣屬の禮の至上の表現であつたにとどまらず、全く對明貿易としての機能を持つてゐたからに外ならぬ。高麗はかかる故を以て、執拗に毎歲入貢の許可をくりかへし請願するけれども、明の制限方針の事情が右の如くである限り、それは許されない。

次に貢路の問題であるが、さきに耽羅を征伐せんことを請ふ表文に、高麗が提擧した如く、遼東・遼西方面の未だ

疏通しない當時、高麗の通明路が専ら海路に依つたのは事實であり、それは最も便利でもあつた。然し便利は必ずしも安全を意味しない。耽羅の蒙古人と、海上に出沒定まりなき倭寇とが、その航路を脅す人的要素であつたことは、かの表文の上の捏造のみとは考へられず、更に不時の暴風雨は、自然の脅威であつた。特にこの前後の頃(恭愍王の末年)、難破難船して海中に没する使者が不思議に相繼いだのである。洪武帝が、海上は危険が多いから、海路から來る勿れといつたのは、必しも高麗が、山東一帶船隻軍馬の動搖を偵察するを忌んだためばかりではあるまい。しかも海路から來る勿れといふことは、明確でない。海路を避けよと命ずると同時に、その使者には、登州に至つて船に乗れといつたのであるから、爾後は、登州から上陸せよといつたのと同じ意味に解し得るけれども、登州までの經路が問題である。即ち高麗から直ちに船で登州に向ふのか、或は陸路遼東を南下して、金州衛附近から船によつて、廟島列島を傳つて登州に上るのが不明である。然し高麗はそれを、直ちに遼東經由の謂に解した。しかも遼東は、それより先き(恐らく牛家莊事件以來)高麗に對して閉塞されてゐた。遼東經由を目ざした入明使は、兩次遼東から追ひ返された。よつてかの指令に従はぬことを畏れつつも、再び海路を取つた使船は、またまた發航直後、靈光の慈恩島に難破した。かくの如く、難破が繼起するに於ては、海路を避けること(及び遼東を經由すること)は、今や明の指令ではなくて、却つて高麗の熱望するところとなつた。明は貢期・貢路に關する高麗の懇請に應へて、なほ三年一貢を主張するとともに、貢路については、遼東閉塞を固執して、再び海路より來れと命じた。さきの「海路より來る勿れ」といふのが明確でない如く、この二度目の「海路より來れ」といふ指令も明確でない。けれども私は、これを「遼東經由



を許さぬ」といふのと同じ意味に解するのである。

かやうに、明は開國以來五年にして、高麗に對する感情を一轉して、好感は惡感へと移つた。その轉機をなしたものは牛家莊事件である。この惡感情を解かんとする高麗の辨明は、再三重ねられたが聽かれなかつた。かの耽羅の良馬二千を要求する明使が來たのは、その翌年のことである。

## 五 歲 貢 問 題

貢期・貢路の問題に於て、高麗の請ふところが全く拒否されて、關係惡化の際に馬匹を求める明使が來り、その要求に應ずるために耽羅征討を執行した。この明使が高麗の都を立つて歸路についた後ち二十日にして、恭愍王は弑せられ、その報知が歸路上の明使に達するや、護送官金義は明使の一人なる蔡斌を殺害して北滿洲の納哈出の許に奔つたのである(恭愍王廿三年十一月)。恭愍王はその即位五年以來、親明・事明の策をとつて來たと概評されるから、その王を弑し、明使を殺害するといふ二大事件は、表面いかにも、明に對する反抗の意向のあらはれとして見えるけれども、内實に於てはさうではなかつた。むしろより多く、高麗の内政問題として解されるやうである。

恭愍王が弑せられて、その嗣子(禡王)が即位してから、北元との關係は一時活潑に趣いたやうであるが、決してそれは明と北元と、二方にかけて二重外交の方針に基づくものではない。弑虐の善後策の本筋は、やはり明に對して講ぜられてゐることを注意せねばならぬ。即ち先王(恭愍王)薨じ、嗣子(禡王)が位を襲つたから、先王に諡を賜ひ、新

王に封爵を下されんことを請ふといふ形をとる。これより高麗の明に對する欲求は、かの行詰りの問題(貢期・貢路)からはなれて、専ら請誼と請封とに專一となる。さうしてかかる高麗の目標の一轉に對して、明はまた特殊な立場を見出だしたのである。

禡王は、即位元年(洪武八年)に三回、二年に二回、三年に三回、合せて八回の使者を連続して遣はした。その第六回目の使者に至つて、はじめて「高麗が前王を弑して、その誼を乞ふのは、我が明朝の威令を假りて其民を鎮服し、其弑迹を掩はんとするものに外ならぬ」といふ應答にありつき、その時までの數回の使者の抑留されてゐたものが釋放された。次の第七回目の使者は却けられ、第八回目の使者が赴くに及んで、新王の政治を實地に見る使者が遣はされることとなり、且つ本年は歲貢馬千匹を進め、執政大臣の半數を入朝せしめ、明年は、金一百斤、銀一萬兩、良馬百匹、細布一萬匹を貢せよといふ命を受けた。これは謂はば新王承認の具體的條件である(禡王五年三月)。

的なくして矢を放つが如き對明交渉は、ここに目標を見出だした。右の貢額を知つてから八ヶ月を経た禡王五年十月、高麗は、金三十一斤四兩、銀一千兩、白細布五百匹、黒細布五百匹、雜色馬二百匹を進獻し、これは指定の額に充たないが、力に隨つて辨じ得る限りのものである旨を陳情した。然しこの使者は、その貢額が前約に違ふの故を以て、登州より空しく却けられた。

思ふに明の提示した貢額は、當時内外多事、財政困難の高麗が、たやすく充足し得るものでなかつたであらう。しかもそれを充足しない限り、前王を弑して立てた今の王は、正式に認められない、そのことは更に廣くいへば、明と

の事大關係は調整されないのである。私はさきに、恭愍王朝のはじめ、明の建國當初に於いては、高麗自身の再興の目的を達成するために、明を外力として利用せんとする餘裕を持つてゐたといつたが、今や禡王の王廷は、明に對して全く受け身に立つ第一歩を踏み出したのである。現實の課題としては、前王の諡を請ひ、今王の冊封を受けんがため、かの歳貢の實行を迫られる。

これより前後五年の間、歳貢の實行は懸案とされた。しかも最後に至つては、其間五年分の全貢額を一時に充足進貢して、漸く前王の諡を恭愍と賜はり、今王は明の高麗王に封ぜられたのである。ことのここに達するまでに派遣された使者は、前後十三回に及んだ。五年分の全貢額は、金五百斤、銀五萬兩、布五萬匹、馬五千匹である。かくの如き多額のもので、一時に完済したのであり、六年にわたる懸案が、ここに解決したのであるから、洪武帝はさぞかし満足したのであらう。帝の高麗に求めるところは急に減じた。帝の言葉をそのまま借りていへば

高麗は、今や既に我が命を聽けり。宜しく其貢數を減じて、三年に一朝せしめ、貢額は唯、馬五十匹にて可なり。ここに一考すべきは、然らば洪武帝は何故に、かの多額の歳貢を五年の久しきに及んで強制し續けたのであらうかといふことである。蓋し、かの牛家莊事件以來、高麗が北元特に滿洲の諸將と通謀することは、北元討滅に苦心しつゝあつた洪武帝にとつて、最大の懸念であつた。事實、高麗はその當時なほ北元との交渉を絶つてゐない。その高麗を牽制する最上の方便として、全貢額の充足は固執されたのであらう。

然らば次に、高麗は何故に、かくも多大の犠牲を堪へ忍んで、遂に明の要求を納れたのであらうか。結局それは、

禡王を正式に高麗王とするために外ならなかつた。換言すれば、禡王は少數權臣の擁立する王である、その王を人民に對つて國王として強要するためには、外部の權力∥明の承認を得るのが、最も有效な方法であり、またそれ以外の方法は、たやすく見出だされなかつたであらう。明と高麗との關係は、ここに至つて、その規模を甚だ縮少したといふべく、即ち高麗の少數權力者と明との關係になつたのである。

## 六 馬 匹 和 買

禡王十二年九月、新しき指令による三年一貢の貢馬五十匹を進める最初の使者は遣はされた。かくて新關係がその第一歩を踏み出した時、またもや次の問題が提出された、馬匹和買の要求これである。即ち同年十一月に歸國した使者は「現今、明にては五千匹の馬を必要とするについて、一萬匹の段子と四萬匹の緜布を以て交易すべし」といふ命令である。この要求は、蓋し明年(洪武二十年)を期して決行せんとする納哈出討伐の準備としてである。納哈出が、その當時、滿洲に遺存した最後の北元勢力の代表者であつたことはいふまでもない、彼の本據は北滿の金山(今の新京附近)に在つた。

五千匹和買の命に續いては、別に遼東から、洪武帝の命なりと稱して、更に三千匹の和買の要求が來た。高麗は先づ明の朝廷には「力を盡して搆辨せんも、その數五千は到底滿し難く、且つ高麗馬は矮小であるから、價を受けるなどいふことは辭退する」旨を答へ、遼東への三千匹のみは、要求のままに押送した。洪武帝は馬價辭退を許さず、よつ

て高麗はやむなくその命に従ひ、禎王十三年三月より六月にかけて、五千匹の馬を遼東へ送つた。この五千匹が完送された六月は、かの納哈出が明軍に降服したその同じ月である。

北滿の平定は、明にとりて遼東經營の一期を劃するものとして、祝福すべきことでなければならぬ。高麗はその報を得るや、直ちに使者を遣はして賀表を進めしめた。然るに思ひもかけず、その賀使は、遼東城外に阻止された、それは高麗の通聘拒絶の帝命によるものである。賀使は空しく引きかへし、改めて通聘許可を請ふ使を相續いて出したが、何れも納れられない。關係はここにまたも一轉したわけである。

當時明が高麗の使者に示した難詰の書に「高麗の五侮」なるものを列挙してゐる。それは通聘拒絶の表面の理由として考へられるものである。

(一) 新約の三年一貢の貢馬五十匹は、奉上の物といふに當らぬ驚下の獸である。

(二) 奉表謝恩に禮物としてもたらす馬も、用に堪へぬ代りものである。

(三) 高麗はなほ時、人を遣はして、台・杭・紹・蘇の民に暗説して、我が事勢を密覘してゐる。

(四) 民の生理を禁ぜざらしめんがため、民の水陸往來して公然興販するを許して居るのに、暗に姦詐を生じ、下民を誘引して事勢を妄言せしめ、小人の誣を信じてゐる。

(五) 前年、納哈出征討のための馬匹を和買せしめたるに、その馬は驚馬にして用をなさず、しかも價は明の本國に於けるものと比較して二三倍にある。

また或る時の使者に對しては「高麗執政の大臣は、輕薄論詐の徒、以て信憑し難し」ともいつてゐる。要するにかくの如きは一應の理由であり理窟である。これら難詰の條條に當る事實も勿論あるにはあつた。けれどもそれが、遼東閉塞、通聘拒絶の根本とは考へられない。私は、この拒絶の命が、納哈出平定の直後に出されたものであることに意味ありとする。納哈出の平定は、遼東に於ける一新事態をもたらした。然らばその新事態は、高麗に對する明の意向を、いかに變化せしめたであらうか。

顧るに、明の開國の當初、塞外・遼東方面に於ける元の遺勢のなほ侮り難きものある時、高麗の動向は、明にとつて多大の牽制力を持つものである、従つて明は高麗を恐るべきものとして厚く待遇した。次の段階に進んで、遼東經略に當面した時は、高麗の内政状態の變化を利用して、歲貢の完了を固執し、その臣屬を強制した。しかもそれは十中十までの臣服を保證し得るものではなかつた。大小の突發事件は、多分に高麗の疑ふべき餘地を思はせた。この疑ふべきものとしての高麗は、今後永く洪武帝の腦裏から去らない。次の第三段階即ち納哈出平定後の今日、遼東に於ける明の經略は、經營にまで進められねばならぬ。それと同時に、高麗に對する疑惑は疑惑として存しつつ、もはや高麗の利害を考慮してやる必要は殆ど認められない、換言すれば唯、明のために役立つため、明のために使役せしめることを考へれば充分である。かかる事態は、自然、高麗に對して冷淡なる態度に出でしめたといひ得るのである。高麗の通聘が、明にとつて大なる負擔であることが、ここに再び思ひ出だされたであらうと同時に、その使者が、屢、遼東から金州への路を往來することは、遼東防衛のために、懸念すべきである。通聘拒絶の眞意はかかる邊にあつたので

はあるまいか。

右の推測の當否は別として、とにかく明の態度は一變した。明は高麗の請ひを退けて通聘を拒否しつつ、他方明自體の欲するところは、容赦なく高麗に下命した。納哈出平定後三ヶ月、禡王十三年九月、遼東都司は、帝命と稱して、耕牛五千七百隻の和買を求めてゐる。戰具馬匹は、ここに變つて開拓の動力としての牛隻となつた。

## 七 攻遼計畫と關係調整の努力

新事態に應ずる明の要求の第一は、然し右の牛隻ではない、開拓される土地そのものであつた。即ち鐵嶺以北の土地の回收の命がそれである。納哈出の平定によつて北滿洲の經營がその緒につき、その地方では三萬衛の開設となり、同時にそれに伴ふ高麗境の開拓は鐵嶺衛の設立となる。鐵嶺を以て明・高麗の境とし、嶺以北の地（元の開元路の管轄地域）は遼東都司をして統べしめ、嶺以南は、高麗の領土とするといふ帝命の發せられたのは禡王十三年十二月のことである。ここにいふ鐵嶺が、今の朝鮮江原道・咸鏡南道の境上なる鐵嶺を指すことは、疑問の餘地なきに至つた。さてこの鐵嶺以北回收の命は、遂に高麗をして、これまで全く明の命のままに服した方策を一擲して、遼東攻撃といふ反撥に出でしめた。この有名なる攻遼が、かの十餘年間、先王の諡と現王の冊封とを得んがために、明の要求を堪へ忍んだ王廷と同じ禡王廷に起されたといふことは、一見、理解に困難である。けれども同じ王廷のなしたところとはいへ、その局に當つたのが、前と後と全く異なるものであることを知れば、容易に了解されるであらう。即ち歲貢

の要要に堪へたのは、所謂權臣李仁任・廉興邦・林堅味等の一黨であつたが、彼等は、右の鐵嶺以北回收の命が高麗に通達される直前に没落して、代つて新たに崔瑩・李成桂の一派が權を執つてゐたのである。さうして攻遼は、特に崔瑩が禡王と共に主唱強行したのであつた。故に攻遼軍が、鴨綠江中威化島に至つた時、李成桂は遂に内外の形勢を達觀して回軍を決行し、崔瑩を倒し禡王を廢したのである。

ここに一言すべきは、崔瑩の攻遼の意義如何の問題である。從來、李成桂の回軍が餘りに著名であるに反し、攻遼そのものについては殆んど考へられてゐない恨みがある。また崔瑩その人についての批判も、李成桂の敵として叙述した李朝の史籍の觀念に支配されて、公正な判斷が見られぬが、私はさきに、恭愍王のはじめ、明の建國の前後の頃の動向として、高麗復興の氣運が認められるといひ、高麗はその目的のために、明の勢力を迎へたといひ、且つそれは恭愍王が弑せられるに及んで消滅したといつた。もしもかく解することが出来るとすれば、今この崔瑩の攻遼計畫は、禡王の權臣を仆した後の事實として、かの高麗再興の機運が再び彼崔瑩に於いて蘇り來れるものといはざるを得ない。攻遼は、この意味に於いて、單なる反明・抗明のあらはれではないと考へられる。

攻遼計畫は實行に移されたけれども、上述の如く中途にして覆され、崔瑩自身が没落するのみならず、禡王は廢され、さうしてその子昌王が立てられた。昌王は、翌年早くもまた廢されて末王恭讓王が迎へられたのである。この相繼ぐ廢立に當つては、明の承認を必要視したこと、かの禡王擁立の時以上であつたことはいふまでもあるまい。昌王みづからの入朝や、王官(明の官)の監國やを提議して、最上の臣服を表現せんとしたのはその故である。



然らばそれらの提議(提議の裏には承認の請求を持つ)に對する明の應答は如何であつたか。さきに言及した如く、當時明の態度は、高麗の内政に對して甚だ冷淡となつてゐた。その傾向はこの信すべからざる王位繼承の報知を相繼いで受けて、愈々加へられた、冷淡は今や進んで冷却に至つたといつてよいであらう。即ち冊封を請ふ高麗の使者に對して、積極的に廢立を責めるでもなく、また積極的に新王の即位を承認せんとするでもなかつた、ただ「聲教自爲を許す」といふ一句が、高麗にとつての無氣味な氣休めとなつたのみである。

けれども高麗内部の混亂に對する無關心と、高麗利用の心とは自から別個の問題である。恭讓王の三年四月、明の使者は來つて、馬一萬匹と閩人二百名との提供を求めた。ここに高麗は、對明關係の調整の機會を見出だした。翌翌六月から始めて、一萬の馬匹は、逐次、遼東に向つて分運された。この馬匹の提供と相並行して、高麗は自發的に王世子の朝見を實現した(三年九月)。私はこれらの事實を以て高麗の「關係調整の努力」と評したいが、しかもそれは、今王恭讓王を承認せられんがための努力といふよりも、むしろ刻刻に期の熟する李成桂の革命遂行のための努力であつた。恭讓王四年七月、一萬の馬匹は、分運して八千匹に達した時、李成桂は王位に即いた。未濟二千匹の運輸は、新王朝によつて遂行されるのである。